

2022年2月25日

2022.1.1からの貨物分類改正まとめにあります、下記(11)車用のフロントガラスにつきまして、内容が不十分であるため補足いたします。

- (11) **車用のフロントガラス等**(自動車用の窓)が、第70類(ガラス及びその製品)から第87類(鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品)の**第87.08項**(部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。))**に変更になった。**

当該第87.08項に分類される車用のフロントガラス等は、第87類号注1により、以下のものに限定されます。従いまして、車両用に適する寸法及び形状の強化ガラスで下記の号注1(a)(b)の様な状態になっていないものは、第70類に分類されます。

第87類

号注

1 第8708.22号(この類の号注1の第87.01項から第87.05項までの自動車のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓)には、次の物品のみを含む。

- (a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る。)
- (b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。)

ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。